

第 45 回世界プライバシー会議（GPA）における決議一覧

	決議名	決議概要
1	Resolution on Artificial Intelligence and Employment 人工知能（AI）と雇用に関する決議 (仮訳あり：資料 1 - 8)	雇用に関連した AI ツール利用について個人データ保護・プライバシーの観点から重視する 13 の事項（※）を示した上、当該 AI ツール開発者・利用者により上記事項を考慮するよう提言するもの。 (※) ①雇用に関連する AI システムの利用は人間中心であること、②雇用に関連する AI ツール開発におけるプライバシー・バイ・デザイン/デフォルト、③適切な法的根拠の存在の重要性と同意の限界、④従業員の個人データ処理の際の十分な保護措置の詳述、⑤適用されるデータ保護の法・原則の完全遵守、⑥適法性、公平性及び透明性、⑦候補者・従業員のアクセス権、⑧ AI システムの説明可能性、⑨データ主体の能力、⑩ AI ツール利用者向けの研修、⑪説明責任、⑫組織的ポリシー、⑬バイアスや差別の削減・軽減
2	Resolution on Health Data and Scientific Research 健康データと科学研究に関する決議	個人の健康データを利用した科学研究の推進は優れた医療・公衆衛生の提供を可能にする一方、機密性の高い個人の健康データの収集・処理に関わる全ての関係者に対し、適切な保護措置を講じるよう求めるとともに、GPA のワーキンググループにおいてこの問題を更に検討するよう求めるもの。
3	Achieving Global Data Protection Standards: Principles to Ensure High Levels of Data Protection and Privacy Worldwide データ保護に係るグローバル基準の達成に向けて：世界規模で高水準のデータ保護・プライバシーを確保するための諸原則 (仮訳あり：資料 1 - 6)	デジタル化の進展や新技術の出現等、近時のデータ保護を取り巻く環境の変化を踏まえ、高水準のデータ保護・プライバシーを達成するのに重要である 23 の原則等（※）を提示し、今日的なグローバルスタンダードとして認識し、推進するもの。 (※) ①適法性と公平性、②目的の明確化、③必要性和比例性、④データ内容、⑤保持・保管の制限、⑥透明性、⑦説明責任、⑧セキュリティ、⑨個人データ処理の正当性と根拠、⑩要配慮データ、⑪子供と社会的弱者の保護、⑫管理者と処理者、⑬個人データの国際移転、⑭情報を知る権利、⑮アクセス、訂正、削除及び異議申立ての権利、⑯制限、⑰データ・ポータビリティ、⑱プロファイリング及び自動決定に関する権利、⑲権利を行使する能力、⑳積極的な措置（プライバシー・バイ・デザインほか）、㉑監督機関、㉒協力、㉓法的責任と賠償
4	Resolution on the Creation of a GPA Library of Member Guidance and Interpretations of Key Principles of Data Protection and Privacy Law (“GPA Library”)	法律のガイダンスや解釈など、GPA メンバーが公表・採択済の文書の一覧（ライブラリ）の創設及びライブラリ創設・維持管理に当たっての GPA 内の体制整備（担当ワーキンググループ（WG）の特定、運営委員会の設置）に係る提言。この体制の下、将来的に、ライブラリを元に、G

	決議名	決議概要
	データ保護・プライバシー法の主要原則に係るメンバーのガイダンス・解釈のライブラリ（GPAライブラリ）の創設に関する決議	P A内でコンセンサスのあるガイダンス等に係るG P A決議案の作成・提出も目指すもの。
5	Resolution on Generative Artificial Intelligence Systems 生成人工知能（A I）システムに関する決議 （仮訳あり：資料1－4）	本年6月のG 7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合において採択された「生成A Iに関する声明」をベースとして作成されたもの（決議で同声明に言及）。急速に普及が進む生成A Iがデータ保護・プライバシーその他の人権に及ぼすリスクを踏まえ、生成A Iシステムの開発者・提供者・導入者に対し、責任ある・信頼性のあるA Iとすべく、その設計、開発、運用、導入における指針を示しており、その中核要素として既存の9のデータ保護・プライバシー原則（※）の遵守を求めつつ、監督機関たるG P Aメンバーが取り組むべきことを定めるもの。 （※）①個人データ処理の法的根拠、②目的の明確化及び利用の制限、③データ最小化、④正確性、⑤透明性、⑥セキュリティ、⑦プライバシー・バイ・デザイン／デフォルト、⑧データ主体の権利、⑨説明責任
6	Resolution Establishing a Working Group on Intersectional Gender Perspective in Data Protection データ保護における交差性のジェンダー的観点に関するワーキンググループを設立する決議	「ジェンダー的観点と個人データ保護・プライバシー」に関するワーキンググループを新設し、データ保護の分野におけるジェンダー平等に向けた取組を推進すること、G P Aの他のWGと協働して、各々の取組においてジェンダー論の観点を取り入れていくことを提言するもの。
7	Resolution to Advance the GPA / Access Now Privacy and Human Rights Award Proposal G P A及びAccess Now共同でのプライバシー・人権賞の創設提案を推進する決議	データ保護及び人権擁護の双方にリーダーシップを発揮した機関を称える「プライバシー・人権賞」を、人権関係N P OであるAccess Nowと共同で、創設・運用することを提案するもの。
8	Resolution on the GPA's Strategic Plan (2023-25) G P Aの戦略計画（2023-25年）に関する決議	戦略計画2023-25（今後2年間のG P Aにおける戦略計画）の採択。 今次計画では、データ主体の権利、G P A内及びG P A外との調整とシナジー強化、データ保護機関の能力構築の開発等を指向。